

第37回大空町農業委員会総会議事録

平成29年6月27日 第37回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	3番 井上 良幸
5番 苫米地 正幸	6番 辻 功	8番 田中 秀雄
9番 川野 静雄	10番 小久保 謙	11番 藤野 雅隆
12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一	14番 岩原 秀嗣
15番 晴山 棋一郎	16番 石田 敦	17番 齊藤 貞利
18番 澤井 忠雄	19番 岡内 祐一	20番 丹羽 真治
21番 江口 美世司	22番 石原 せつえ	23番 岡本 シゲ子
24番 永倉 誠二	25番 山神 正信	

(2) 欠席者

4番 早川 敏幸

2. 職員の出欠状況

事務局長	作田 勝弥	主査	渡邊 豪	主事	安念 真人
主事補	菊地 悠汰				

第37回大空町農業委員会総会議事録

午後3時30分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第37回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん御苦労さまございます。</p> <p>6月に入りまして、ちょこちょこと雨が降りまして、今、管理作業などいろんな作業がありますけれどもちょっと、困難をしているのかなと思っております。</p> <p>20日、21日の定例議会におきまして、7月に任期満了となる農業委員につきまして、27名全員が町議会の御承認をいただきました。</p> <p>あとは町長から任命書をいただくかと思っております。</p> <p>それについては、7月来月の20日になろうかと思っております。</p> <p>新しい方に御案内が行くと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>今日は第37回、この3年間の最後の総会でございます。</p> <p>御審議をいただきまして、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>簡単ですが、総会で挨拶をさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
山神会長	<p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>5月26日開催の第36回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明朗読)</p>
山神会長	<p>ただ今より第37回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>

作田局長	<p>ただいまの出席委員は、23名であります。早川委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>大空町農業委員会会議規則第7条の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計13件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、24番 永倉委員、1番長尾委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、貸主が別の借主と賃貸借の契約をしておりましたが、別の借主からの申し出で合意解約を行い、今回申請のあった借主に貸借したいとの申請があった件です。</p> <p>図面については、1ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第2地区石田委員長より補足説明があればお願いします。</p>
石田委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま。</p> <p>以上です</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係関係1番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

山神会長	<p>これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題とします。所有権設定関係1番について提案理由の説明を求めま ず。渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、農地に住宅を建設したいとの申請があった案 件であります。</p> <p>本件については、6月13日に第4地区農業委員さんに現地調査をし ていただいた結果、転用予定地については、既存施設の隣接地であり、 建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないこ とを確認しております。</p> <p>なお、この申請に係る図面を、2ページから5ページに掲載しており ますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第4地区田中委員長より補足説明があればお願いし ます。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては6月13日に第4地区委員及び事務局職員で 現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであ り、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です</p>
山神会長	<p>これより所有権設定関係1番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

山神会長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があった案件であります。</p> <p>本件については、5月24日に第5地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存施設の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。</p> <p>なお、この申請に係る図面を、6ページから7ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては5月24日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読) この件につきましては、賃貸借から売買への移行の案件です。6月16日に第3地区農業委員によりあっせん会が開催されております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 図面については、省略しております 譲受人の経営面積は、28.7ha。労働力は4人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
藤野委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第3地区農業委員により6月16日にあっせん会を開催しております。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。 (無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。</p>

	<p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により ●●委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。</p> <p>(●●委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、譲渡人の経営規模縮小により、売買するものです。 6月12日に第3地区農業委員によりあっせん会が開催されております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 図面については、8ページに掲載しております。 譲受人の経営面積は、26.7ha。労働力は4人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区岩原副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
岩原副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第3地区農業委員により6月12日にあっせん会を開催しております。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の所有権移転関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

山神会長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p>
山神会長	<p>(●●委員 着席)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、所有権移転関係3番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、賃貸借から売買への移行の案件です。 また、このほかの譲渡人が譲受人に対して賃貸借していた農地は、議案第4号3番にて審議いただく予定となっております。 昨年10月14日に第4地区農業委員によりあっせん会が開催されております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 図面については、省略しております 譲受人の経営面積は、48.7haです。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第4地区農業委員により昨年10月14日にあっせん会を開催しております。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係3番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の所有権移転関係3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、所有権移転関係4番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、賃貸借から売買への移行の案件です。</p> <p>また、このほかの譲渡人が譲受人に対して賃貸借していた農地は、議案第4号5番にて審議いただく予定となっております。</p> <p>6月22日に第5地区農業委員によりあっせん会が開催されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>図面については、省略しております</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず19.7ha、労働力は4人です。</p> <p>以上でございます</p>
山神会長	<p>この件について第5地区 江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第5地区農業委員により6月22日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係4番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の所有権移転関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>買入協議の要請1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である●●氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第1地区農業委員さんにより昨年11月21日にあっせん会を行っております。</p> <p>●●氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、27.8ha、労働力は3人です。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a当たり20万円、総額880万円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第1地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。</p>
小久保委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより買入協議の要請1番について質疑に入ります。</p>

山神会長	<p>(無しの声)</p> <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の買入協議の要請1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
山神会長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、買入協議の要請2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である●●氏に売買するものです。 申出者よりあっせんの申出を受け、第1地区農業委員さんにより2月1日にあっせん会を行っております。 ●●氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、49.4ha、労働力は3人です。 あっせんによる売買価格は、10a当たり15万円、総額735万9千円です。 あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。 図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第1地区 小久保委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
小久保委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。</p>

山神会長	<p>これより買入協議の要請 2 番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 4 号の買入協議の要請 2 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、買入協議の要請 3 番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である●●に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第 4 地区農業委員さんにより昨年 10 月 14 日にあっせん会を行っております。</p> <p>●●が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積などは、議案第 3 号 3 番で説明したとおりです</p> <p>あっせんによる売買価格は、28 番 1 が 10a 当たり 32 万円、それ以外が 10a 当たり 28 万円総額 1841 万 3 千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 4 地区 田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	<p>これより買入協議の要請 3 番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 4 号の買入協議の要請 3 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、買入協議の要請 4 番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
山神会長	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である●●氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第 5 地区農業委員さんにより 2 月 1 3 日にあっせん会を行っております。</p> <p>●●氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積などは、議案に掲載している農地を含めず、13.5ha、労働力は 2 人です。</p> <p>あっせんによる売買価格は、694 番 2 が 10a 当たり 21 万円、それ以外が 10a 当たり 38 万円総額 666 万 5 千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	<p>これより買入協議の要請 4 番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 4 号の買入協議の要請 4 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、買入協議の要請 5 番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である●●氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第 5 地区農業委員さんにより 6 月 22 日にあっせん会を行っております。</p> <p>●●氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積などは、議案第 3 号 4 番で説明したとおりです</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a 当たり 36 万円総額 1718 万 6 千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	<p>これより買入協議の要請 5 番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 4 号の買入協議の要請 5 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p>
山神会長	<p>次に議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、6 月 1 4 日に第 1 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては、9 ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては 6 月 1 4 日に第 5 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。以上です</p> <p>これより 1 番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 5 号の 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

<p>山神会長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>(議案説明朗読)</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時12分)</p>